



目 次

ページ

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請（地域活動支援室）……………1
- 公安委員会告示
- 検定合格者審査の実施（一一一・生活安全企画課）……………1
- 取用委員会公示送達
- 土地収用事件裁決書の公示送達……………2

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

- 一 申請のあった年月日
平成二十年十月二十四日
秋田県知事 寺 田 典 城
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人大仙親と子の総合支援センター
代表者の氏名
鈴木 明 美
- 三 主たる事務所の所在地
秋田県大仙市大曲あけぼの町五番九号
- 四 定款に記載された目的
この法人は、現代の子育てを取り巻く課題解決に向けて、子育て支援に関わる者に対して、情報提供や人材育成に関する事業を行うとともに、子育て支援を必要とする親子にむけて、情報提供や相談活動等に関する事業を行い、子どもを安心して育てることができるよう、健全な親子関係が図られるま

ち、及び地域が子どもを守り育てるまちの構築に資することを目的とする。

公安委員会告示

秋田県公安委員会告示第111号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査（以下「検定合格者審査」という。）を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定期則」という。）附則第9条に基づき、公示する。

平成20年11月7日

秋田県公安委員長 芳 賀 京 子

1 検定合格者審査の種別及び級、日時並びに場所

警備業務の種別及び級	日時	場所
空港保安警備業務1級	平成20年12月9日 (火)	秋田市寺内神屋敷3番1号
空港保安警備業務2級	午後1時30分から 午後4時まで	秋田県青少年交流センター
交通誘導警備業務1級		
交通誘導警備業務2級		
施設警備業務1級		
施設警備業務2級		
貴重品運搬警備業務1級		
貴重品運搬警備業務2級		

- 2 検定合格者審査の方法
学科試験及び実技試験により判定する。
なお、実技試験の前に学科試験を実施し、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を実施しない。
- 3 定員
30人（先着順とし、定員になり次第受付を締め切る。）
- 4 対象者
検定期則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に

関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定期則」という。）の規定による検定（以下「旧検定」という。）の空港保安警備業務、交通誘導警備業務、施設警備業務、貴重品運搬警備業務に係る1級又は2級に合格した者（検定期則附則第7条第2項の規定により、学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。）

5 申請手続

- (1) 受付期間
平成20年11月17日（月）から同月21日（金）までの午前9時から午後5時まで

(2) 提出書類等

- ア 検定審査申請書
- イ 審査申請書を提出する前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの 1枚
- ウ 旧検定期則第8条の合格証（以下「旧検定合格証」という。）の写し

エ 秋田県公安委員会以外の公安委員会が交付した旧検定合格証を有する者

にあっては、住所を疎明する書面（住民票の写し、運転免許証の写し等）又は秋田県内の営業所に属することを疎明する書面（営業所所属証明書等）

オ 代理人が提出する場合は、本人の委任状

6 審査申請書の提出先

- (1) 住所地又は所属する営業所の所在地を管轄する警察署
- (2) 秋田県公安委員会から旧検定合格証の交付を受けている者
で、秋田県内に住所地がなく、かつ、秋田県内の営業所に属しない者にあつては、県内いずれかの警察署

7 手数料

4,700円
検定審査申請書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。ただし、検定審査申請書を受理した後に申請を取り消した場合又は検定合格者審査を受けなかった場合には、手数料は返還しない。

8 その他

- (1) 検定合格者審査に際しては、筆記用具及び運動靴（内履き）を持参すること。
- (2) 検定合格者審査当日は、開始30分前から受付を開始するので、申請者は、旧検定合格証を係員に示して受付を終えること。
- (3) 検定合格者審査について不明な点は、秋田県警察本部生

活安全部生活安全企画課（電話018-863-1111、内線3043又は3044）に問い合わせること。

収用委員会公示送達

収用委員会公示送達

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第五条第二項の規定により、次のとおり公示送達を行う。

なお、送達すべき書類は、当収用委員会事務局（秋田県建設交通部建設管理課）に保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成二十年十一月二十八日をもってその書類の送達があったものとみなされる。

平成二十年十一月七日

秋田県収用委員会会長 平川 信夫

一 事件名

一級河川米代川水系小又川森吉山ダム建設工事及びこれに伴う市道付替工事に係る土地収用事件

二 送達すべき書類の名称

平成二十年十月二十九日付け秋収委―百三―「裁決書」

三 送達を受けるべき者

住所不明
ただし、住民票上の住所
北海道石狩市厚田区厚田十一番地二十二
森田ツヤ

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円（税込）

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(83)八七六六 FAX(83)〇〇〇五
E-mail:matsubarata@matsubarata.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄